

令和5年5月11日

担当課名	土木部建設企画課
内線番号	3027
直通番号	095 - 894 - 3027
担当者名	大浦・池田

不正行為を起こした有資格業者の指名停止について

標記について、下記のとおり指名停止を行うこととしたのでお知らせします。

記

1. 指名停止となった有資格業者

名 称 水道機工 株式会社
許可番号 大臣許可 第004311号
所在地 東京都世田谷区桜丘5 - 48 - 16

名 称 株式会社 水機テクノス
許可番号 大臣許可 第005438号
所在地 東京都世田谷区桜丘5 - 48 - 16

2. 指名停止の期間

令和5年5月12日から令和5年7月11日まで(2ヶ月)
令和5年5月12日から令和5年7月11日まで(2ヶ月)

3. 指名停止の理由

水道機工(株)及び(株)水機テクノスは、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたなど、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止)を受けたことによる措置。

長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領
第2条「別表第2第8号(建設業法違反行為)」該当